

横浜市立みなと赤十字病院感染対策指針

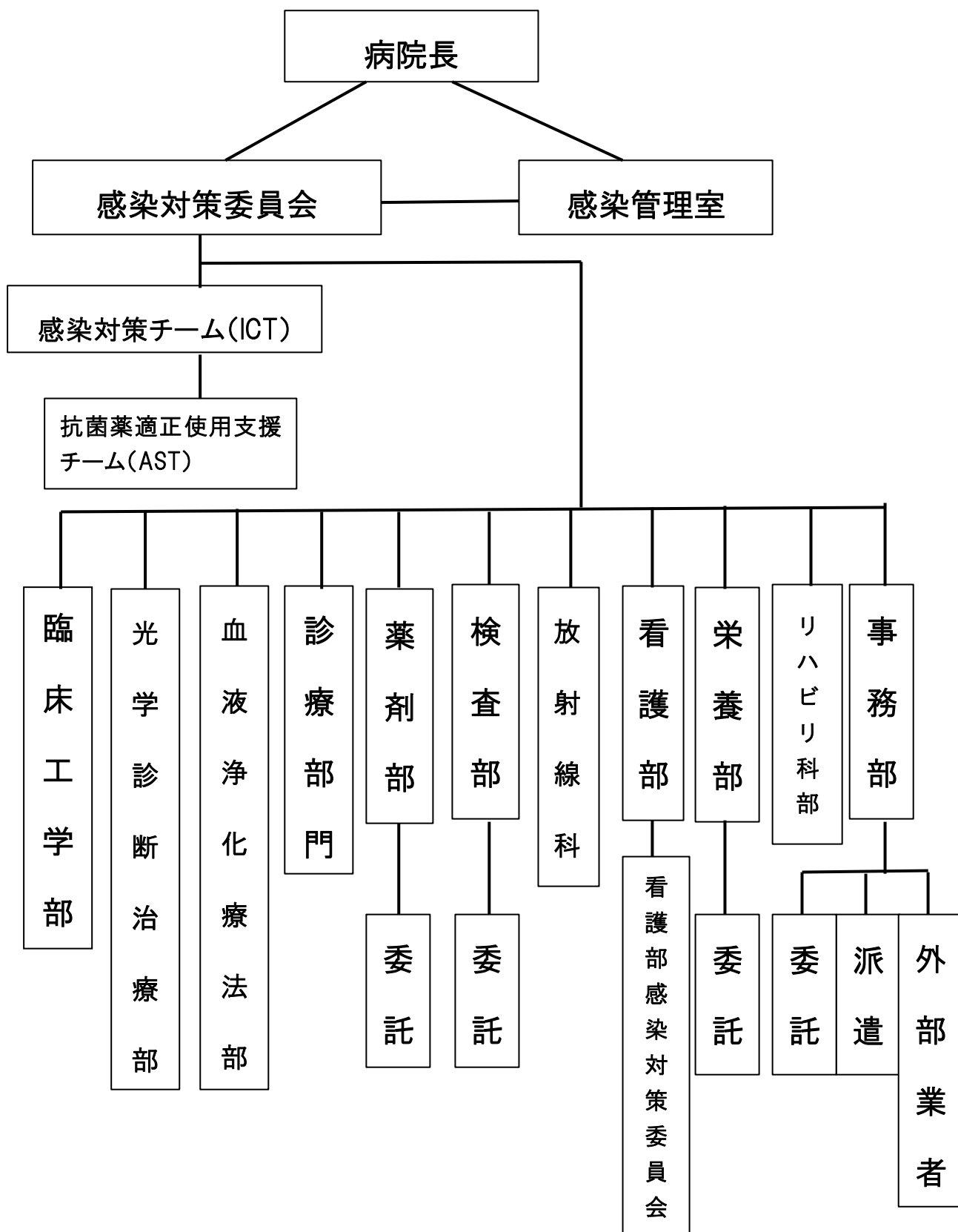
横浜市立みなと赤十字病院（以下「病院」という）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および病院従業員（以下「病院職員」という）に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

1 感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため感染防止対策を全病院職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

2 感染管理組織体制

1) 感染管理組織体制図



2) 各機関の役割

(1) 感染管理室

院内感染防止のため、院内組織体制の整備・構築や、職員に対する感染教育を実施し、組織的に取り組む

- ①感染管理室の業務に関する企画立案及び評価
- ②定期的な院内巡視を行い、感染管理に係る現状把握・分析・対策の検討
- ③感染対策委員会・ICT ミーティング等で用いられる資料及び議事録の作成及び保存
- ④感染症発生時、対策が適切に実施されていることを確認するとともに、各部門の支援と必要な指導を行う
- ⑤感染対策に係る患者、家族の相談に適切に応じる体制の支援
- ⑥感染対策のための各部門との調整
- ⑦職員への教育研修の企画、実施、評価
- ⑧院内感染の調査、研究、予防対策等の立案
- ⑨院内感染防止の為に職員教育及び指導
- ⑩院内感染防止の為に情報収集と必要関連部門への伝達
- ⑪その他、感染防止に必要と認める事項の検討

(2) 感染管理者

感染管理とは病院における患者や家族またはそこに従事するすべての人を感染から守るための活動である。感染管理者は、院内感染対策として職員の健康管理、教育、感染対策相談（コンサルテーション）、発生動向監視（サーベイランス）、対策実施の適正化（レギュレーション）、および介入（インターベンション）を行う。以下の職務を担当し、感染管理活動の推進責任者である。

- ①感染対策委員会委員として、その審議事項に関する助言・提言を行う
- ②感染管理室長、感染対策チームのリーダーとしてその業務を統括する

(3) 感染管理専従者

感染管理専従者はその役割にあたり感染管理に係る適切な研修を修了した者とする。専門的な知識を基盤に自施設の感染管理体制を構築し実践するために、以下の役割に組織横断的に取り組む。

- ①院内の感染管理プログラムの作成・実施・評価について委員会、ICT が機能するよう調整を行う

②感染管理体制の強化を図る

(4) 感染対策委員会

患者と医療従事者を感染の被害から守り、院内感染の予防対策及び知識の啓蒙を図り、健全な医療体制及び施設確立を図る。

- ①院内感染の調査、研究、予防対策等の立案に関する事。
- ②院内感染防止の為に職員教育及び指導に関する事。
- ③院内感染防止の為に情報の収集と必要関連部門への伝達に関する事。
- ④その他、感染防止に必要と認める事項。

感染対策委員会のメンバーは各部門の担当で構成される。看護部内には看護部感染対策委員会があり、各部署での感染対策の推進を行う。

(5) 感染対策チーム (ICT)

院内感染症を防止するため、環境衛生の向上など感染症防止活動の実践的な役割を担う。

- ①院内感染対策における問題点の整理及び感染症の把握と対策
- ②感染症に対する相談や指導
- ③現行マニュアルの推進
- ④病棟の巡視
- ⑤院内感染サーベイランス
- ⑥感染経路及び薬剤耐性菌対策などの検討
- ⑦その他、感染防止に必要と認める事項の検討

(6) 抗菌薬適正使用支援チーム (AST)

医師が抗菌薬を使用する際、患者に対して最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できる（最適化する）ようにすることを目的に活動を行う。

- ①抗菌薬を使用する患者、無菌検体（血液・髄液等）の培養から感染徴候を認めるなど感染症治療を必要とする患者などを対象としたモニタリング
- ②①のモニタリング対象患者の適正な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、抗菌薬の選択・用法・用量・投与期間の適切性、微生物検査等の治療方針への活用状況などの経時的な評価および必要に応じてのチーム回診および主治医へのフィードバック

- ③適切な検体採取と培養の提出や、院内アンチバイオグラムの作成等、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制の整備
- ④抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標および耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標の定期的な評価
- ⑤院内抗菌薬マニュアルの管理・作成
- ⑥院内採用抗菌薬の管理（届出制・許可制抗菌薬の管理・運営、採用の見直し等）

3 感染対策のための職員研修に関する基本方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 職員研修として、全病院職員を対象に年2回以上講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果は、記録を保存する。

4 院内感染発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染症の発生状況は感染対策委員会を通じて全病院職員に周知する。

5 アウトブレイクと考えられる院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) アウトブレイクと考えられる院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の病院職員が直ちに感染管理室長に連絡し、感染管理室長は ICT を招集する。ICT は状況及び患者への対応などを感染対策委員会・病院長に報告する。
- (2) 発生部署の病院職員と共に ICT は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- (3) 院内感染に対する改善策の実施結果は感染対策委員会を通じて全病院職員へ周知する。

6 患者などに対する本指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める事とする。

7 病院における院内感染対策の推進のための基本方針

- (1) 病院職員は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を年2回受診し、健康管理に留意する。

(2) 院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「感染対策マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を遵守する。

(3) 感染対策指針及びマニュアルは、定期的に見直し、改訂結果は感染対策委員会を通じて病院職員に周知徹底する。

8 他の医療機関等との連携体制

(1) 当院は横浜市中福祉保健センター、磯子区医師会と連携し、下記の保健医療機関と感染対策において協力している。(合同カンファレンス)

○医療法人博生会本牧病院(感染対策向上加算Ⅲ)

○医療法人社団康心会汐見台病院(感染対策向上加算Ⅱ)

○医療法人光陽会磯子中央病院(感染対策向上加算Ⅱ)

・年4回程度院内感染対策に関するカンファレンスを実施

・感染対策にかかる情報共有

・感染対策で困っていることや工夫していることを発表し、意見交換しながら改善策について検討

・参加医療機関のラウンドを行い、感染対策の共有や改善について検討

(2) 外来感染対策向上加算を届け出ている保険医療機関に対してカンファレンスへの受け入れを行っている。

○医療法人真正会新妻クリニック(外来感染対策向上加算)

○下町診療所(外来感染対策向上加算)

(3) 感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関と年1回程度相互にラウンドし評価を行っている。

○横浜市立大学附属市民総合医療センター(感染対策向上加算Ⅰ)

病院長

感染対策委員会委員長